

指定管理者候補者の選定結果について

秋葉区政策企画課所管の3つのコミュニティセンターの指定管理者について、以下の通り市議会12月定例会で承認され、正式に決定しました。

施設名 及び所在地	指定管理者
新潟市荻川コミュニティセンター 新潟市秋葉区中野5丁目1番50号	荻川コミュニティ振興協議会 代表者 会長 風間 淳一 住 所 新潟市秋葉区中野5丁目1番50号
新潟市小合地区コミュニティセンター 新潟市秋葉区小戸下組22番地1	小合地域コミュニティ協議会 代表者 会長 上田 敏英 住 所 新潟市秋葉区小戸下組22番地1
新潟市金津地区コミュニティセンター 新潟市秋葉区古津597番地	金津コミュニティ振興協議会 代表者 会長 山口 啓介 住 所 新潟市秋葉区古津597番地

選定理由等

指定管理者 選定委員会	委員長 木村誠之（あしたの新潟県を創る運動協会事務局長） 委員 阿部忠夫（秋葉区自治会・町内会長会会長） 委員 田村正俊（秋葉区自治会・町内会長会副会長） 委員 石塚 清（秋葉区副区長） 委員 羽生隆夫（秋葉区政策企画課長）
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
募集状況	非公募 （「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例」第9条第3項）
選定理由	3つのコミュニティセンターは、指定管理者制度導入時よりそれぞれ地元のコミュニティ協議会を指定管理者に指定し、管理を行ってきた。各施設ともコミュニティ活動の中心的施設としてその役割を果たしてきている。 秋葉区政策企画課では、平成20年9月9日、指定管理者候補者選定委員会を開催し、各コミュニティ協議会から提出された指定申請書及び事業計画書について、指定管理者評価制度により行った評価結果も併せて審査・選考を行った。 その結果、地域コミュニティの主体性や活性化を図ることができると共に、施設の設置目的を効果的に達成することができる団体として、各コミュニティ協議会を引き続き指定管理者候補者に選定した。 その後、平成20年12月市議会の審議・議決を経て、指定管理者に指定された。
所管部署 (問合せ先)	秋葉区政策企画課 地域振興係 TEL：0250-25-5670 E-mail:seisaku.a@city.niigata.lg.jp